

第3回京都大学研究データマネジメントワークショップ  
京都大学理学研究科セミナーハウス  
2020年2月27日

# 九州大学でのデータポリシー検討状況

九州大学附属図書館  
eリソース課 リポジトリ係  
芦北 卓也  
ORCID: 0000-0003-1853-7108

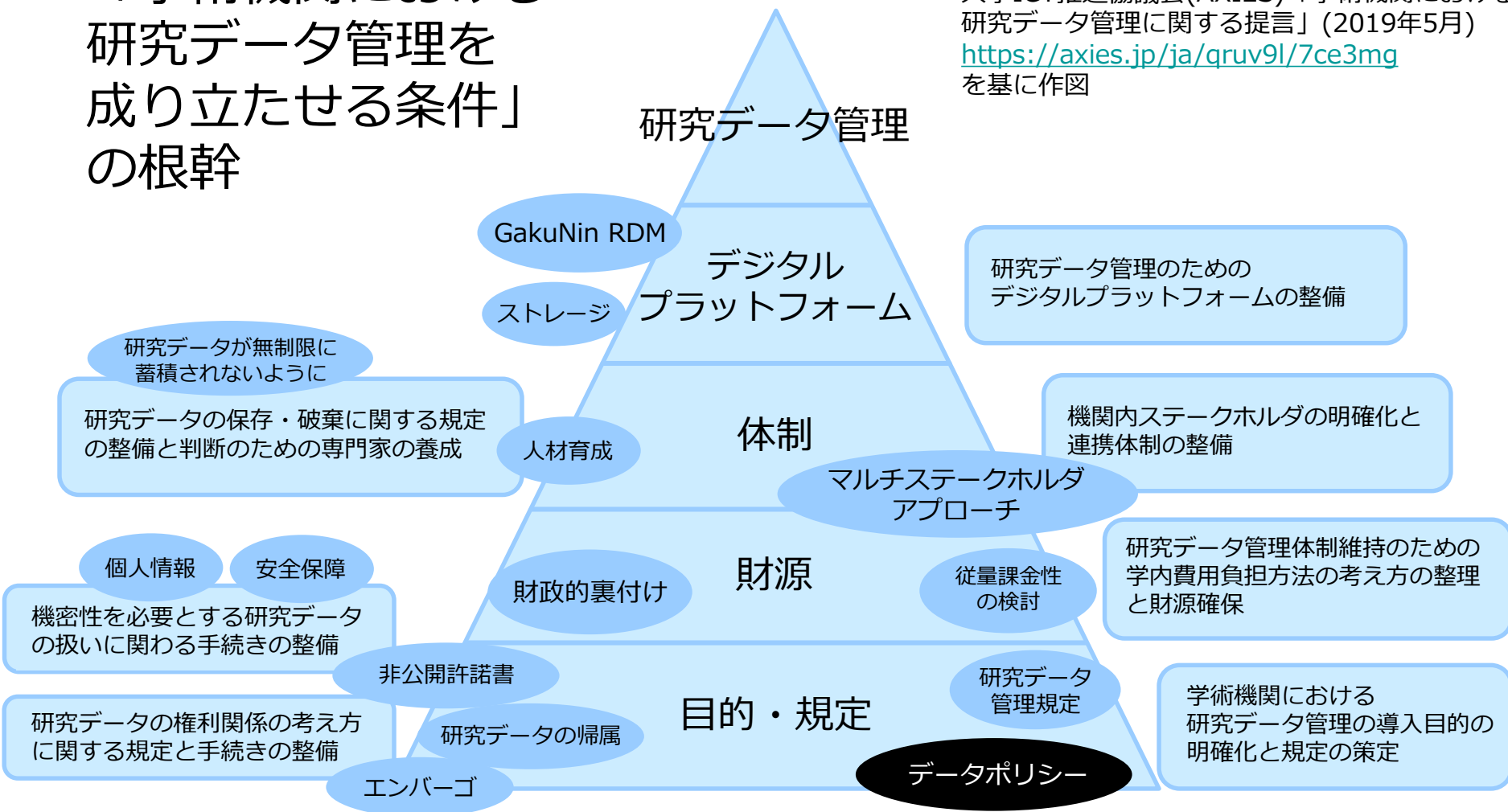


九州大学

# データポリシーの位置づけ

## 「学術機関における研究データ管理を成り立たせる条件」の根幹

大学ICT推進協議会(AXIES)「学術機関における研究データ管理に関する提言」(2019年5月)  
<https://axies.jp/ja/qruv9l/7ce3mg>  
 を基に作図



## 九州大学での取組み

### 2018年度

#### リポジトリ専門委員会/オープンデータ推進WG

- データポリシー素案の策定
- 学術研究・産学官連携戦略委員会への問題提起

九州大学統合新領域学府  
ライブラリーサイエンス専攻  
・附属図書館共同開催

シンポジウム  
「オープンデータと大学」

### 2019年度

#### 情報統括本部/研究データ管理基盤検討TF

- GakuNin RDM実証実験への参加
  - RDM基盤の要件整理
  - 事例収集
- データポリシーの  
策定は棚上げ中

九州大学統合新領域学府  
ライブラリーサイエンス専攻  
・附属図書館共同開催

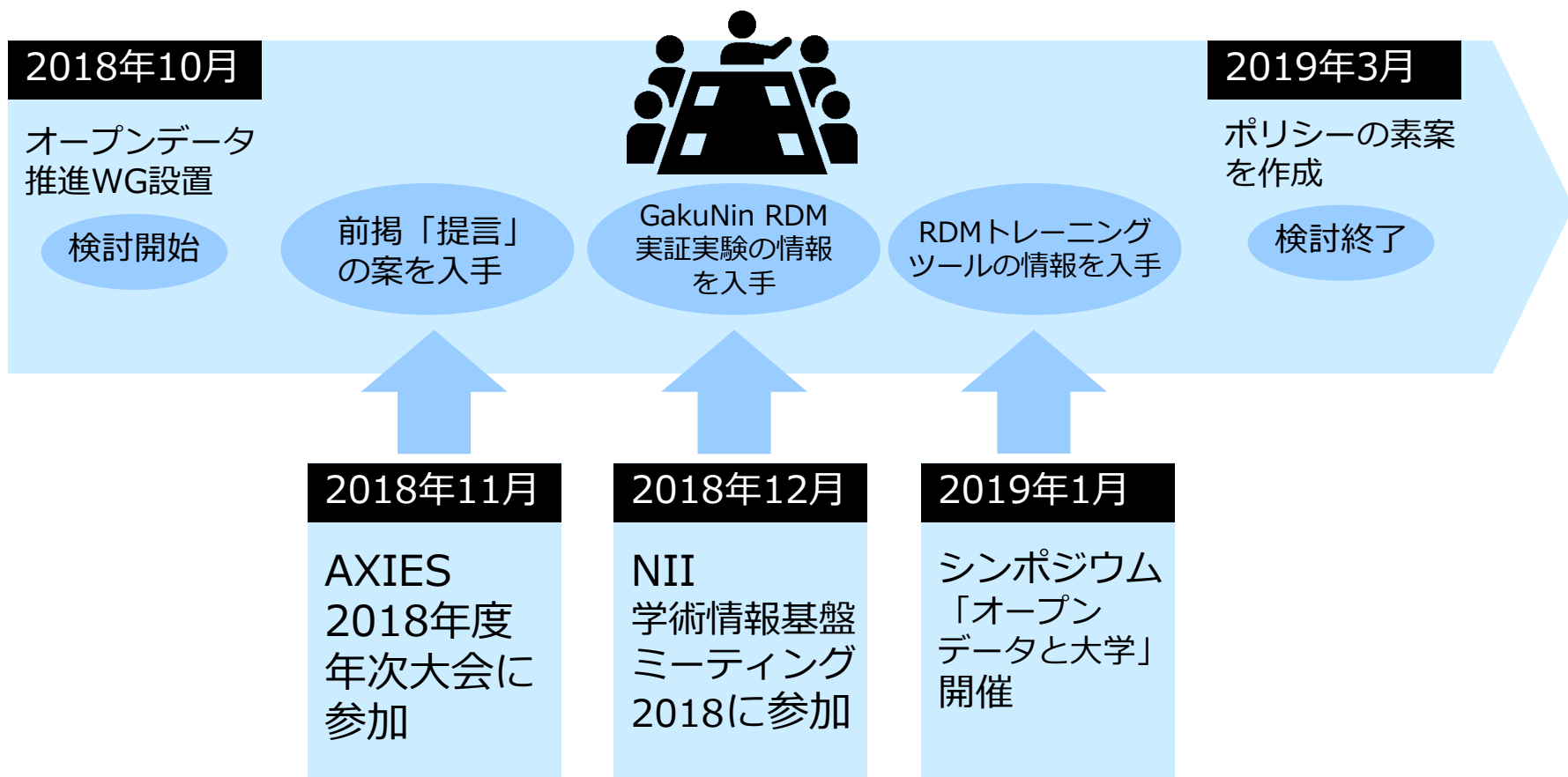
シンポジウム・  
ワークショップ  
「大学における  
研究データサービス」

### 2020年度

- RDM体制の検討、執行部への提案

## データポリシー素案策定の取組みにおいて困ったこと

研究データ管理に対する理解が不足した状態でいきなり  
ポリシーの検討を始めてしまった



# データポリシー素案策定の取組みにおいて困ったこと

オープンデータ推進WGで、異なる分野の研究者から研究データに関する様々な意見を聞いたが、学内の異なるステークホルダーからの意見は聞けなかった

## 2018年度

オープンデータ推進ワーキンググループ  
図書館の教員3名、職員3名

- 附属図書館副館長 教授
- 附属図書館 事務部長
- 附属図書館研究開発室 准教授
- 附属図書館 係長
- 附属図書館研究開発室 准教授
- 附属図書館 係長

各専門分野での知見

- 基幹教育院 准教授
- 人文科学研究院 教授
- 人間環境学研究院 教授
- 法学研究院 准教授

文系の教員4名

- 理学院 准教授
- システム情報科学研究院 准教授
- 生体防御医学研究所 助教
- 情報基盤研究開発センター 助教

理系の教員4名

## 2019年度～

研究データ  
管理基盤検討  
タスクフォース

マルチステークスホルダー  
アプローチ?

学術研究・  
産学官連携  
本部

情報基盤  
研究開発  
センター

IR室

情報  
システム部

図書館

## データポリシー素案策定の取組みにおいて困ったこと

下敷きにした「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」が大学の事情に合わない

|                     | 国研        | 大学                    |
|---------------------|-----------|-----------------------|
| ミッション               | 一定        | 研究者や研究分野によりさまざま       |
| 管理の対象とする研究データの定義や範囲 | 一定        | 研究者や研究分野によりさまざま       |
| データの公開              | 積極的・公開が前提 | 研究者や研究分野により公開の意識はさまざま |

大学の  
研究者  
は多様

細かく規定するとポリシーが肥大化

シンプルにすると漠然とする

ジレンマ



## データポリシー素案策定の取組みにおいて困ったこと

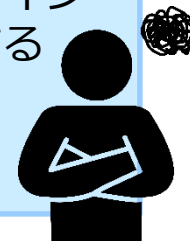
### 下敷きにした「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」の項目立ての問題

- (1) 機関におけるポリシー策定の目的
- (2) 管理する研究データの定義、制限事項について
- (3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて
- (4) 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマットについて
- (5) 研究データの帰属、知的財産の取り扱いについて
- (6) 研究データの公開、非公開及び猶予期間並びに引用について

研究データの公開対象や公開範囲を記す項目がない  
国研では公開して当たり前なので省略されている？

(2)の項目を2つに分けて、(2)研究データの定義、  
(3)公開に際しての制限事項、とした

項目立ては  
必ずしも  
ガイドライン  
通りにする  
必要は  
なさそう



# 九州大学では今のところどうしているか

## (1) ポリシー策定の目的 **素案**

九州大学（以下、「本学」という。）は、**研究活動等を推進し、その成果を学外に開示して人類と社会に貢献**することを使命とする。

そのため本学は、世界的なデジタル化と**オープン化**の進展を踏まえ、研究者が研究データを効率的に保存、管理できる環境を整えることで研究者による**適正**かつ発展的な**研究活動を支援**するとともに、研究データの公開とその利活用を促進することで新たな**知の創出**を目指す。

以上の理念から、本学における研究データの保存、管理および公開の原則を定めることを、本ポリシーの目的とする。

- 「九州大学学術憲章」から文言を借用

- 「オープンデータ」「オープンサイエンス」は使わずに「オープン化」「知の創出」を使う

- 研究者のためのポリシーという位置づけにするため「データの公開」より「研究活動の支援」を強調
- 研究公正対応は「適正」という文言をいれてカバー

# 九州大学では今のところどうしているか

## (2) 研究データの定義

### 素案

本ポリシーが対象とする研究データは、  
本学において、競争的研究資金、公募型の  
研究資金および運営費交付金等からなる  
公的研究資金を受けた<sup>1</sup>研究活動を通じて  
得られたデータで、計算機可読の状態にある  
ものとする。

1. 間接経費が30%措置されるものが競争的  
資金。間接経費が措置されない、あるいは  
間接経費比率が30%に満たないものは  
公募型と区別される。

- 「九州大学オープンアクセス方針」から文言を借用

- 成果データ、根拠データ、生成データ、加工データ、分析データ、観測データ、実験データ、購入データ等  
列挙はしないが、包括的に表現できるように記す

- 物理的な実験ノートや作品等は対象にしないが、デジタルデータ化すれば対象に含む

## 九州大学では今のところどうしているか

### (3) 公開に際しての制限事項 **素案**

公共性や社会的ニーズが高い研究データについては、人類共通の学術資産として公開することを推奨するが、その際、公的研究資金の提供者やその他の関係者に不当な不利益を及ぼすことのないように、以下に掲げる特別な配慮が必要なデータを公開の対象外とする。

- 共同研究や委託研究の契約等で研究成果の公開に制限があるデータ
- 研究助成団体のポリシーの定めにより公開制限があるデータ
- 公開によって第三者の権利を侵害する恐れのあるデータ
- その他本学が特別な配慮が必要であると判断したデータ

- すべてのデータを公開する予算はないので、公開するデータを限定する
- 公開する価値があるか否かは研究者自身が評価する

- 「九州大学オープンアクセス方針」同様、公開を義務化はせず、推奨にとどめる

- 非公開データの条件として「九州大学営業秘密管理規程」「同指針」を参照したが、規定がある場合はその規定による制限に任せる

## 九州大学では今のところどうしているか

### (4) 研究データの保存・管理・ 公開・運用・セキュリティ

#### 素案

研究者は、原則として、研究データを本学が提供する研究データ管理基盤によって適切に保存、管理する。また、研究者は、公開を希望する研究データを本学が提供する九州大学学術情報リポジトリまたは信頼性の高い分野別リポジトリに保存する。

本学は、研究者が作成するデータ管理計画の要件を満たせるように、研究データ管理基盤および機関リポジトリを提供する。研究データの保存期間は継続的に研究データを保存、管理できるように、研究データの機密性、完全性および可用性を可能な限り保証する。

- 研究者は研究データの管理に責任をもつ
- 研究者がどの研究データを公開するか判断する

- 大学は研究者が研究データを管理できるように責任をもつ

- 国研のガイドラインには「特定のリポジトリ名」を記述することが望ましいとあるが、多数ある分野別リポジトリを列挙できない

## 九州大学では今のところどうしているか

### (5) 研究データに対するメタデータ、 識別子の付与、フォーマット

#### 素案

公開する研究データに対して、  
研究者は、研究分野に特有の項目や属性、  
設定値に対応したメタデータを付与し、  
本学は、相互運用性に配慮した標準的な  
メタデータおよびグローバルで一意的  
永続的識別子を付与する。

本学は、公開する研究データに対して、  
研究データの特性に応じた標準的な  
フォーマットを用いる。また、可能な限り  
非独占的で構造化されたフォーマットを  
用いる。

- 専門性の高いメタデータは  
研究者が自ら付与する

- 大学の担当者が研究データの  
キュレーションを行う
- JPCOARスキームを想定
- DOI、ORCID iD、  
Funder ID、ROR ID等  
の識別子を想定

- 「5★オープンデータ」  
<https://5stardata.info/ja/>  
を想定

## 九州大学では今のところどうしているか

### (6) 研究データの帰属、知的財産 の取り扱い

#### 素案

研究データは、原則として、その研究データを作成/創出した研究者個人/グループに帰属するものとする。ただし、(3)で掲げる特別な配慮が必要な研究データおよび財産的価値を有すると判断される研究データについては、例外とする。財産的価値を有すると判断される研究データの取扱いについては、「九州大学知的財産取扱規則」の定めに従う。

公開する研究データは、営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なライセンスとすることを推奨する。また、研究者は、公開した研究データの利用によって生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

- 原則として研究者に帰属
- ただし、データには法的な所有権や著作権は発生しない
- データの管理責任者のことと理解してよいか

- 例えば原子力関係のデータや治験データ等
- 学内の安全保障輸出管理部署や知財管理部署の参考意見が必要

- オープン化のため商用利用や改変も許諾したほうがよい
- 免責事項

## 九州大学では今のところどうしているか

### (7)研究データの公開、非公開及び 猶予期間並びに引用

#### 素案

研究者は、公開を予定する/前提とする研究データについて、研究者自身が独占的に使用するための非公開期間として、**公開までの猶予期間**を設けることができる。

公開された研究データの利用に際しては、その研究データを作成/創出した研究者が適切な評価を得られるように、**利用者に対して識別子の記載を含む一定の形式による引用を求めることができる。**

#### • いわゆるエンバーゴ

- データには著作権がないため CC BYではなくCC0が前提
- CC0で権利放棄したとしても引用を求めることは可能

Creative Commons UK. (2017).  
Fact Sheet on Creative Commons  
& Open Science. Zenodo  
<https://doi.org/10.5281/zenodo.840652>

池内有為「研究データの公開とライセンスの検討状況」  
[https://doi.org/10.18919/jkg.68.6\\_295](https://doi.org/10.18919/jkg.68.6_295)

# 今後、大学におけるデータポリシー策定の取組みにおいて 大きな拠りどころになりそうな参考資料



CA Current Awareness Portal  
図書館に関する情報ポータル

| CA-R                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | CA-E | CA | 調査研究 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|------|
| <p>ホーム</p> <p><b>研究データ利活用協議会（RDUF）、「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」を公開</b></p> <p>Posted 2020年2月14日</p> <p>研究データ利活用協議会（RDUF）のウェブサイトで、RDUFの研究データライセンス小委員会が作成した成果物として、研究データの公開と公開に当たっての利用条件指定に関するガイドライン「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」（2019年12月25日付け）が公開されています。</p> <p>研究データ公開に当たり、一般的に留意が必要となる情報や事例について、その判断プロセスとともに整理することにより、データの公開者が適切な利用条件の元で公開を行えるようにすることを作成の目的に挙げています。</p> <p>小委員会（RDUF）<br/> <a href="https://japanlinkcenter.org/rduf/about/index.html#s004_0">https://japanlinkcenter.org/rduf/about/index.html#s004_0</a><br/>           ※「成果物」の欄に「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」とあります。</p> <p>研究データの公開・利用条件指定ガイドライン [PDF：39ページ]<br/> <a href="https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/rduf_license_guideline.pdf">https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/rduf_license_guideline.pdf</a></p> <p>参考：<br/>           研究データ利活用協議会（RDUF）研究データのライセンス検討プロジェクト小委員会、研究データのライセンスに関するアンケート調査を実施中<br/>           Posted 2018年2月14日<br/> <a href="https://current.ndl.go.jp/node/35481">https://current.ndl.go.jp/node/35481</a></p> |      |    |      |

研究データ利活用協議会(RDUF)  
「研究データの公開・利用条件指定  
ガイドライン」(2019年12月25日)  
[https://japanlinkcenter.org/rduf/about/index.html#s004\\_0](https://japanlinkcenter.org/rduf/about/index.html#s004_0)

九州大学ではデータポリシー  
の策定を棚上げ中

再開時には、上記資料のほか  
他機関の取組みを参考にし、  
学内の各ステークホルダーの  
意見を取込む予定

素案とは別物になる可能性も…

<https://current.ndl.go.jp/node/40249>